

親なき後の「障害のある子」の備え案(親ある間の準備)

《税理士の観点から》

親や家族が元気なうちに、親なき後の「障害のある子」に対して具体的にどのような備えをしたら良いかを考えておく必要があります。

備えのための検討として、次の3段階のシミュレーションが考えられます。

1 親なき後の子の生活拠点をどこにするのか？

いずれの選択肢にも一長一短がありますが、子の意思・性格・状態等を鑑みて、どのような選択肢が望ましいか、考えておく必要があります。

1 親なき後の子の生活拠点をどこにするのか？		
ケース	選 択 肢	備 考
身辺自立ができて いる場合	① 自宅・賃貸住宅での 子だけの生活	引き続き住み慣れた家で生活できるという安心感がある。 但し、常に世話してくれる人がいないので、日常生活の支援、困ったときのサポートや見守りをどうするのかの検討が必要。 他の選択肢と比較して、住宅費の負担に対する考慮が必要。
〃	② グループホーム	共同住居で、世話人と呼ばれるスタッフと入居者が共同で食事・掃除・洗濯等を行う。 国や地方公共団体の家賃助成制度があるため、実質的な家賃負担は少なくて済む。 但し、共同生活を送る上でトラブル等が生じる可能性がある。
日常生活に介助が 必要な場合	③ 障害者支援施設	同じ敷地内に生活介護などの施設が併設され、日常生活の支援が行われる。 入居するには、入浴・排泄などかなりの介助が必要な場合等の要件がある。
上記のいずれかの 場合	④ 親族と一緒に生活	親族に世話をしてもらえるので、日常生活上での安心感がある。 但し、同居の親族に相当の負担がかかるため、トラブル等が生じる可能性がある。 また、いつまでも親族が世話をできるとは限らない。



2 子にどのような財産を残しておくか？

① 残す財産内容は？ ②財産の残し方(遺言)

(子が相続した時点での財産のシミュレーション、遺言)

相続時の貸借対照表

預 金	×××
土 地	×××
	！



3 残した財産等で生活を維持する仕組みは？

① 地域行政のサポート、②法定後見制度 等

(相続した後の生活の収支のシミュレーション、仕組み作り)

相続した後の損益計算書

支 出		収 入	
飲食費	×××	障害基礎年金	×××
⋮		⋮	